



# SMTB年金ニュース



(平成27年1月22日)

三井住友信託銀行 年金企画部

## 社会保障審議会企業年金部会における議論の整理について

平成27年1月20日、厚生労働省が「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」（以下「議論の整理」と言います。）を公表いたしましたので、ご案内いたします。

### <社会保障審議会企業年金部会における議論の整理>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000071552.html>

この「議論の整理」は、昨年6月の第4回社会保障審議会企業年金部会から本年1月の第15回同部会にかけて実施されました、企業年金制度のあり方に関する議論の内容をまとめたものです。今後、この「議論の整理」に基づいた法令改正等が行われる見込みですが、施行時期等の具体的な内容は通常国会に提出される法案等の内容により明らかになる見込みです。

### 1. 「議論の整理」の概要

社会保障審議会企業年金部会では、企業年金制度に関する様々な課題に対する、事務局から提案された論点について議論が行われてきました。これらの個々の論点に関して、「議論の整理」においては、「企業年金制度等の普及・拡大に向けた見直しの方向性」と「企業年金制度等の普及・拡大に向けた今後の検討課題」の2点に分けて掲載されております。

### 2. 企業年金制度等の普及・拡大に向けた見直しの方向性

企業年金制度等の普及・拡大に向け、概ね意見が一致し、見直しを行うものとして、以下のとおりまとめられております。（原文のまま抜粋しております。）

#### (1) 中小企業向けの取組

##### ① DB関係

健全化法の施行とあわせて実施が可能となった受託保証型DBについて、実施状況を踏まえつつ、更なる普及・拡大のため、関係機関と調整しつつ、手続の緩和等を進める。

##### ② DC関係

・中小企業がDCを実施する場合、投資教育の負担が重いことから、投資教育について企業年金連合会や商工会議所など公的団体への事務委託を通じて共同実施することを可能とする。

・手続等を簡素化するとともに、事務手続を金融機関が行うことを可能とする「簡易型DC制度」を創設する。

・企業年金の実施が困難な中小企業において、企業年金を実施せずとも従業員福祉を行いやすくし、個人の老後所得保障を充実させる観点から、「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度」を創設する。

## (2) 柔軟で弾力的な給付設計

柔軟で弾力的な給付設計については、企業年金の選択肢を拡大し、企業年金の普及・拡大に資するものと考えられることから、諸外国の例を参考に、現場のニーズや現行制度（キャッシュバランスプラン）との違いを踏まえつつ、制度導入も視野に入れて引き続き検討すべきである。

## (3) ライフコースの多様化への対応

### ①個人型DCの加入対象拡大

労働の多様化が進む中、生涯にわたって継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、現在、個人型DCに加入することができない第3号被保険者、企業年金加入者・公務員共済等加入者について、個人型DCへの加入を検討すべきである。

企業型DCのマッチング拠出については、

- ・自助努力促進の観点からマッチング拠出に係る規制を撤廃
- ・従業員掛金が基本となるおそれがあることから規制は維持
- ・個人型DCとの関係を整理

との意見があったところであり、今回個人型DCとの関係の整理を行った上で、企業型DCのマッチング拠出の規制のあり方について引き続き議論を行っていくこととする。

### ②ポータビリティ（制度間の資産移換）の拡充

制度（DB、DC、中小企業退職金共済制度等）間のポータビリティについては、現場のニーズを踏まえつつ、各々の制度が税制上の優遇措置を受けている固有の考え方を考慮した上で、拡充すべきである。

## (4) 確定拠出年金の運用改善の促進

### ①加入者の投資知識等の向上

DC法上の継続投資教育について事業主の努力義務とするとともに、通知において投資教育全体の内容の見直し（説明内容の順序や退職給付におけるDCの位置付けなどの加入者に対して説明すべき内容等）や継続投資教育の内容に係る基準の明確化等を行うべきである。

関係機関と協力し、例えば共通の投資教育プラットフォームを構築するなど、広く一定水準以上の投資教育が実施できる環境の整備についても検討すべきである。

また、加入者のDCへの意識を向上させることも重要であることから、DCの資産額通知について、投資教育の中で資産額通知の内容の理解を深めるための教育を実施することを明確化するとともに、関係機関と協力して加入者の通知に対する関心を高めるための措置を講ずるべきである。

### ②運用商品提供数の見直し促進

運用商品提供数については、一定の範囲内に抑制するような措置を検討してもよいと考えられる。ただし、一定の範囲を設定するに際しては、現在の提供数（平均18本）や加入者の選好を阻害しないこと等の観点を踏まえつつ、実際に商品が提供されている現場の状況を十分に勘案して設定する必要があることに留意すべきである。

また、運用提供商品数を厳選し商品数を一定の範囲内に抑えるだけでなく、加入者にメリットのある商品を提供しやすくするためには、より実効性のある商品除外規定の整備が必要である。

### ③長期の年金運用として適切な運用方法の促進

#### (I) 商品提供に関する規制の見直し

商品提供に関する規制については、少なくとも3つ以上の商品提供義務及び1つ以上の元本確保型商品の提供義務が定められているところであるが、分散投資に資するリスク・リターン特性の異なる商品の提供を促進するため、その趣旨を法律上明確化することとする。また、趣旨の明確化とあわせて、1つ以上の元本確保型商品の提供義務については義務とはせず、分散投資に資するリスク・リターン特性の異なる商品の提供という法の趣旨を踏まえた上で労使の判断に委ねることとする。

## (II) あらかじめ定められた運用方法に関する規定の整備

あらかじめ定められた運用方法（デフォルト商品による運用方法）については、DC実施企業の約6割が設定するなど普及が進む状況にあるが、法律上の位置付けや事業主の責務等が不明確なところがあることから、デフォルト商品による運用方法に係る規定について法律上の整備を行う必要がある。

また、投資教育の充実化を図りつつも、運用商品の選択が困難な者は一定数残ることが考えられることから、デフォルト商品の設定が極めて重要であるということが各種研究や諸外国の研究で明らかとなっている。このため、我が国のDCにおいても、デフォルト商品を設定する場合には、一定の基準に基づいた分散投資効果が見込まれる商品を設定することを努力義務とする必要がある。

## (5) 企業年金のガバナンス

### ①組織・行為準則

資産運用に関して適切な議論が行われるよう、資産運用委員会の設置をより促進するとともに、専門家を含めることや委員会の議事概要の代議員会への報告等について明確にするべきである。

資産運用等の専門的な業務に携わる基金型DBの理事の専門性を確保するための一つの方策として、基金外部の専門性を有する者を理事に選任することを可能にすることが考えられるが、これに関しては、事業主と加入者の合意のもとに運営する枠組みに反しないか等につき整理しつつ引き続き検討することが適当である。

### ②監査

基金型DBでは監事による監査等が行われているが、会計のように専門性の高い分野については、開示される財務情報の信頼性向上のため、公認会計士等の外部の専門家による監査を活用することも考えられる。

### ③資産運用ルール

DBの資産運用に関しては分散投資を基本とするルールが定められているが、同じ確定給付型の仕組みである厚生年金基金の資産運用ルールを参考に、一定の見直しを行うべきである。

### ④加入者への情報開示

DBの資産運用に関しては、加入者への説明責任を果たし、加入者利益に沿った企業年金の運営に資するよう、少なくとも、運用の基本方針の全文を開示するとともに、資産運用利回りを年に1回以上開示することとすべきである。

## (6) その他

DCの拠出期間規制の年単位化や、「現行制度の改善」で議論した規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）※における手続の規制緩和、手数料の見直し、自動移換者対策等の制度のメンテナンス事項については、本部会の意見を十分に踏まえ、できるものから可能な限り速やかに実現すべきである。

※ 具体的な項目としては、「確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化」、「確定拠出年金における承認・申請手続の簡素化」等がある。

また、DBの拠出弾力化（あらかじめ景気変動等のリスクに備えるための事前積立に係る掛金拠出や、積立不足を解消するための柔軟な掛金拠出など）についても、恣意的な拠出とならないことに留意しつつ、遅くとも今回の制度の見直しの実施時期と合わせて実施できるよう、税務当局と調整を進めるべきである。

### 3. 企業年金制度等の普及・拡大に向けた今後の検討課題

企業年金制度等の普及・拡大に向け、引き続き議論が必要であり、今後の検討課題とするものとして、以下のとおりまとめられております。(原文のまま抜粋しております。)

#### (1) 企業年金制度等における拠出時・給付時の仕組みのあり方

企業年金(DB・DC)の拠出時・給付時の仕組みのあり方については、拠出限度額、中途引き出し、加入可能年齢、支給開始年齢及び給付方法等について、「年金」としての原則を踏まえつつ「退職金」としての役割を担うという現状も念頭に、今後のあり方について議論を行った。

事務局からの提案は、全体として、外部積立の退職金としての性格が強いDBを「年金」に近づける一方で、貯蓄性を排除する等制約の多いDCについては「退職金」としての役割を担う現状も踏まえ、例えば中途引き出しについては一定の条件の下で認めるといった、より使いやすい制度にするというものであった。また、給付方法については、企業年金制度があくまで「年金」制度であるという原点を踏まえ、一時金ではなく複数年での受給を促す措置を講ずるべきという提案であった。

この事務局の提案については、将来の方向性としては理解できるものの、企業年金(特にDB)が現に退職金として活用され、従業員の退職後の生活にとってかかせないものになっているという現状を踏まえれば、早急な制度改革はむしろ制度の普及・拡大を阻害し従業員の老後生活に支障を来しかねないという意見が多く出された。

こうした議論を踏まえ、企業年金の拠出時・給付時の仕組みのあり方については、今後引き続き議論を重ねていく必要があるとされた。

#### (2) 企業年金制度等に関する税制のあり方

企業年金制度等の課税関係については、基本的には拠出時非課税、運用時は積立金に対する特別法人税、給付時は公的年金等控除が適用、という状況にあり、運用時の課税については平成11年度より課税凍結状況にある(平成28年度まで)。

諸外国の私的年金の課税関係を見ても、運用時に課税している国は少数であることを踏まえれば、積立金に対する特別法人税は早期に撤廃するべきである。また、その際には、企業年金制度等の課税関係についても、拠出時・運用時・給付時全体の課税のあり方の議論を併せて行うべきである。加えて、給付時の課税関係については、退職所得控除など退職一時金税制との関係を踏まえつつ、給付方法(一時金・年金)によって公平性が損なわれることのないような制度設計を検討する必要がある。

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-6256-3581